

令和8年6月議会

福祉都市委員会報告資料

ページ

- | | |
|-----------------------|----|
| 1 高額療養費制度の見直しについて | …1 |
| 2 特定犬種による咬傷事故防止対策について | …3 |

保健医療局

高額療養費制度の見直しについて

医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、国の医療制度改革の一環として、高額療養費制度見直しの実施方針が令和7年12月26日に閣議決定され、令和8年4月7日に制度改正を踏まえた予算が可決・成立したので、その概要と福岡市国民健康保険における対応について報告します。

1 国による制度見直し内容及び福岡市の対応

※ 詳細は別紙「高額療養費制度の見直しについて」参照

(1) 令和8年8月実施内容

- ・月額自己負担限度額の引き上げ
- ・自己負担年間上限額の新設

<福岡市の対応>

制度見直しに対応するため、既決予算を活用してシステム改修を行い、今後改定される予定の国民健康保険法施行令に基づき適切に運用していく。

また、市ホームページや被保険者向け広報物を活用し、周知していく。

(2) 令和9年8月実施内容

- ・所得区分の細分化
- ・月額自己負担限度額の引き上げ

<福岡市の対応>

制度見直しに対応するため、令和8年度からシステム改修に着手する必要があるが、令和8年度当初予算に計上していないため、予算措置については今後検討していく。

2 参考

高額療養費に関する制度の見直しのほか、子どもに係る均等割保険料の5割を軽減する措置の対象が、令和9年度からは未就学児から高校生年代まで拡充されることから、条例改正議案の上程を予定するとともに、システム改修費用に係る予算措置については今後検討していく。

高額療養費制度の見直しについて

別紙

(参照)令和7年12月25日 第209回社会保障審議会医療保険部会
第9回高額療養費制度の在り方に関する専門委員会 資料1-2

所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限 < >は多数回該当	外来特例 (70歳以上)	月額上限 < >は多数回該当	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限 < >は多数回該当	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (標報：127万円～)	252,600 + 1% <140,100>	—	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—	342,000 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)						303,000 + 1% <140,100>		
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)						270,300 + 1% <140,100>		
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)	167,400 + 1% <93,000>	—	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—	209,400 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)						194,400 + 1% <93,000>		
約770～約950万円 (標報：53～59万円)						179,100 + 1% <93,000>		
約650～約770万円 (標報：44～50万円)	80,100 + 1% <44,400>	—	85,800 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—	110,400 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
約510～約650万円 (標報：36～41万円)						98,100 + 1% <44,400>		
約370～約510万円 (標報：28～34万円)						85,800 + 1% <44,400>		
約260～約370万円 (標報：20～26万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標報：16～19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

(※1) 「～約200万円(標報：～15万円)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※2) 外来特例の対象年齢については、「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。

特定犬種による咬傷事故防止対策について

1 概要

全国的に闘犬等による咬傷事故が問題となっている中、令和7年2月、福岡市内においても同様の咬傷事故が発生し、周辺住民等から不安の声が上がっていることを受け、特定犬種*による咬傷事故を未然に防ぐため、飼育管理方法の規制の強化に関する検討に着手するもの。

※特定犬種：人等に重大な危害を加えるおそれが高い闘犬種（ピットブル等）

2 現状・課題等

- 福岡市動物の愛護及び管理に関する条例で、飼い主は犬をさく、檻等の囲いの中で又は綱、鎖等でつないで飼育すること及び犬を連れ出す場合は制御できる者が確実につなぐことが規定されている。
- 令和7年2月に福岡市内で闘犬による重大な咬傷事故が発生し、周辺住民等から闘犬飼育に関する不安や規制強化を求める声が寄せられている。
- 当該事故を受け、動物愛護管理センターが特定犬種を対象として訪問調査を行い、飼育方法に問題がある飼い主への指導を実施した。
- 咬傷事故を確実に防ぐためには、飼育時の係留と散歩の両面から更なる対策を検討する必要がある。

3 外部検討委員会の設置

(1) 主な検討事項

特定犬種による咬傷事故防止対策について

(2) 外部検討委員（候補）

候補者	所属・役職	専門分野・資格
木下 征彦	日本大学商学部准教授	社会学(コミュニティにおける動物問題を研究)
増田 宏司	東京農業大学農学部教授	動物行動学(犬の気質に関する行動遺伝学を研究)
田上 明日香	福岡ECO動物海洋専門学校 キャリアセンター課長	動物関連業界(ドッグトレーナー等を教育・育成)
東田 周三	福岡市獣医師会相談役	獣医師(動物病院での診療を通じて ペットの適正飼育を普及啓発)
朝隈 朱絵	福岡県弁護士会	弁護士(動物愛護管理関係法令等に精通)

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年7～8月頃

外部検討委員会開催

令和8年9月または12月

福祉都市委員会報告（検討状況）

参考

【咬傷事故の発生状況（重大な被害を生じた事故例）】

- 令和7年2月 福岡市
飼育場所から脱走したピットブルが散歩中の犬を襲い、さらに、助けようとした飼い主の腕に咬みついて、大けがを負わせた。
- 令和6年2月 群馬県
飼育場所から脱走した四国犬が小学生ら12人を次々に襲い、足や腕に重軽傷を負わせ、うち5人が病院に搬送された。
- 令和5年8月 岐阜県
散歩中のピットブルが高校生に咬みつき、全治1カ月半の大けがを負わせた。
- 令和4年12月・令和5年1月 横浜市
散歩中のピットブルが通行人の女性の右腕に咬みついて約3週間のけがを負わせた。翌月にも同様に別の女性の左足に咬みついて約1カ月のけがを負わせた。

【福岡市動物の愛護及び管理に関する条例】

(犬の飼い主の遵守事項)

第9条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)人の生命、身体及び財産を侵害し、かつ、逸走するおそれがないよう、犬をさく、檻その他の囲いの中で飼養し、又は綱、鎖等で固定物に確実につないで飼養すること。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- ア 警察犬、盲導犬、介助犬、聴導犬等をその目的のために使用する場合
- イ 犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所及び方法で犬を訓練する場合
- ウ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実につなぐ等の方法で連れ出す場合
- エ その他人の生命、身体及び財産に対する侵害又は逸走のおそれのない場合として規則で定めるとき。
- (2)犬を連れ出すときは、当該犬が排せつしたふんを処理するための用具を携行し、その汚物を適切に処理すること。
- (3)犬をその種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。
- (4)人の生命、身体及び財産を侵害し、並びに他人に迷惑を及ぼすことのないよう犬に適切なしつけを施すこと。
- (5)犬を飼養していることを明らかにするための標識を、工作物のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示すること。
- (6)犬がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるおそれがあると認める場合は、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講ずること。